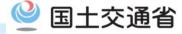
## 道路占用に関するコロナ特例について

別紙2



#### コロナ占用特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するため、沿道飲食店等の路上利用の 占用許可基準を緩和する特例措置(R2.6~)

- 占用期間はR4.3.31まで (今回延長前)
- 全国の約170の自治体で適用事例があり、占用許可件数は全国で約420件 (R3.7.7現在)



(北海道室蘭市より提供)



(岐阜県大垣市より提供)

#### 歩行者利便増進道路(ほこみち)制度 (R2.11.25施行)

地域を豊かにする歩行者中 心の道路の構築のため、各道 路管理者が指定した道路の うち、オープンテラス等の施設 を誘導するために指定された 特例区域では、道路占用が より柔軟に認められる



特例区域

# ほこみち制度への円滑な移行を推進

### ほこみちへの移行状況

- R4.4までに、<u>約50件</u>がほこみちに移行(予定)
- ⇒ 占用主体に継続希望がある事例につき、 引き続き、円滑な移行を推進

【神戸市(三宮中央通り)】

※ R3.2に全国で初めて ほこみち指定



新型コロナウイルスの状況、ほこみち制度への移行状況等を踏まえ、

- コロナ占用特例の期限をR4.9.30まで延長
- ほこみち制度への円滑な移行のため、引き続き**全国の道路管理者と連携**